2024年2月 日

審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針(案)

D&I推進会議会長 (市 長)

多様な視点・価値観に基づく社会づくりには、あらゆる分野の政策・方針決 定過程において女性が主体的に参画できる「機会の平等」を実現することが重 要である。

すべての職員が、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することの意義を改めて認識し、D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)の視点で、着実に取組を進めるものとする。

1 審議会等における女性登用比率の目標

性別を問わず、誰もが政策・方針決定過程に主体的に参画できる「機会の平等」が確保されることをめざし、「ふじさわジェンダー平等プラン2030」にある女性登用比率50%を2030年までに達成する。

<参考:令和5年度審議会等の女性の登用状況>

- ・国の分類による審議会等 31.1%
- ・市独自の分類による審議会等 42.6%

2 審議会等の委員選出及び開催手法の見直し

(1)委員構成の見直しや職務指定の緩和

条例や要綱等の改正を含め、委員構成の変更や職務指定の緩和を積極的に行うこと。

委員構成の変更の例

・ 比較的女性の参画が進んでいる団体等から委員を選出ができるよう、委員を加える又は構成を見直す。

職務指定緩和の例

- ・「代表(長)にある者」としている場合は、「代表(長)または 代表(長)の推薦する者」に変更する。
- ・ 学識経験者について、大学教授に限定せず、准教授も候補とする。また、狭義の専門分野に限定せず、関連分野まで対象を拡大して、女性の登用を検討すること。
- ・ 慣例的に職務指定と同様の状態が生じている審議会等は、推薦依頼時に個別に相談するなどの取組も有効である。

(2) 男女比のバランスを考慮した推薦依頼

依頼時(依頼文・口頭説明等)において、女性参画の意義を示し、推 薦団体の理解、協力を求める。

3 審議会等委員の選任に向けた事前調査

行政委員会、法律・条例・要綱・要領により設置する審議会等(職員の みで構成されている委員会等は除く)の委員の選任については、原則とし て、委員の推薦依頼や公募委員の募集等、委員選任に係る事務を開始する 前に、女性登用比率アップに向けた事前調査に電子申請で回答し、人権男 女共同平和国際課に報告すること。

人権男女共同平和国際課では、事前調査の内容を踏まえ、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会に報告し、必要に応じて所管課等に対しフォローアップを行う。

<参考:審議会等委員の選任に向けた事前調査(電子申請)> http://fj4ipkgw01.fj.local/gw/library/view/3776

以上

事務担当 企画政策部人権男女共同平和国際課 内線:2131